

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市立高等学校条例の一部改正について

熊本市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の前の見出し及び同条を削る。

第3条に見出しとして「(授業料)」を付し、同条第1項中「前条ただし書の規定により徴収する」を「高等学校の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項の高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後のこの条例による改正後の熊本市立高等学校条例第2条の高等学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

(提出理由)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）の施行に伴い、熊本市立高等

学校について授業料を徴収することとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。